

呉市教育委員会会議録
(令和3年11月25日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和3年11月25日定例会

1 開催日時 令和3年11月25日(木) 15:00開会
15:56閉会

2 開催場所 758会議室(呉市役所7階)

3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子
委員 吉中由美子 欠席委員なし

4 出席職員 教育部長 坂田恭一
教育部副部長 山本正美
教育部副部長 高橋伸治
教育部参事補兼呉高等学校事務長 岩田茂宏
教育総務課長 宇根徹
学校施設課長 森川英司
学校教育課長 安部ほずみ
学校安全課長 畠藤晃
文化振興課長 三浦美佐子
観光振興課長 多田博
学校施設課主幹 新谷剛弘
教育総務課課長補佐 瀧川孝徳

5 傍聴者 0人

6 日程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 報告第29号 令和2年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について
- (4) 報告第30号 令和2年度生徒指導上の諸課題の状況について
- (5) 教議第33号 臨時代理の承認について(令和3年度教育費補正予算)
- (6) 教議第34号 臨時代理の承認について(契約の締結)
- (7) 教議第35号 臨時代理の承認について(契約の締結)
- (8) 教議第36号 呉市立学校統合基本方針について〔追加議案〕

(1 5 : 0 0)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいていますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、佐々木委員・小谷委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

瀧川課長補佐 (令和3年10月19日定例会について報告)

教 育 長 ここでお諮りします。本日の日程については、先にお知らせしておりましたが、昨日、事務局から追加の議案が提出されました。この際、提出された議案を日程に追加し、審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。それでは、追加の日程及び資料を配布してください。

(追加日程及び資料配布)

教 育 長 本日の日程のうち、日程第5については、予算に係る案件のため非公開、日程第6から先ほど追加されました日程第8については、議会に諮る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第29号 令和2年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第29号「令和2年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

宇 根 課 長 それでは、報告第29号「令和2年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について」を御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

呉高等学校に関するもの、3件でございます。

まず1ですが、呉高等学校樹木剪定業務ほかにおいて、指定された検査員でない者が完了検査を行っていたため、指摘を受けたものです。

続いて、2ですが、呉高等学校校内放送設備点検業務に係る契約において、業務が完了した場合に受注者は、発注者にその旨を通知することとなっているにもかかわらず、業務完了前に代表者印の押印がされた業務完了届を提出させていたため、指摘を受けたものです。

続いて、3ですが、呉市立呉高等学校2020年度GHP保守点検業務ほかに係る契

約において、契約書に契約保証金に関する事項の記載がなかったため、指摘を受けたものです。

いずれの案件も、監査指摘後、速やかに修正等の対応をするとともに、適正な事務について、職員に周知・徹底を図りました。

なお、これらの指摘事項及び措置状況につきましては、監査委員から公表されております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の報告第29号「令和2年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第30号 令和2年度生徒指導上の諸課題の状況について

教 育 長 それでは、日程第4の報告第30号「令和2年度生徒指導上の諸課題の状況について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

畠 藤 課 長 それでは、報告第30号「令和2年度生徒指導上の諸課題の状況について」を御説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

まず、1の暴力行為の発生件数についてでございます。

暴力行為とは、自校の児童生徒が、故意に目に見える物理的な力を加える行為をいい、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の4形態に分けられます。

グラフを御覧ください。暴力行為の1千人当たりの発生件数は、呉市において小学校では2.6件で、国や県の発生件数と比べ、少なくなっております。中学校では7.1件で、県の発生件数より少なくなっておりますが、国の発生件数より0.5件多くなっております。

また、呉市では、小学校での発生件数が26件で増加傾向となっており、中でも生徒間暴力が増加し、悪口などが原因となったケースが6件、遊びやふざけ合いから暴力行為に発展したケースが4件となっております。

暴力行為につきましては、未然防止に向けて、児童生徒が落ち着いて学習できる教室環境の整備をしたり、暴力行為を起こした児童生徒に対し、今後のより良い生活についての指導を行うとともに、校内巡視や見守りを行っております。

引き続き、未然防止に向けた取組を進めるとともに、各校において、報告・連絡・相談といった情報共有の在り方について研究し、生徒指導体制の整備等に取り組んでまいります。学校安全課としましても、生徒指導員の派遣や関係機関等との連携などを通して、対応してまいります。

次に、2のいじめの認知件数についてでございます。

いじめとは、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している児童生徒など、当該児童生徒と一定の人的関係のある児童生徒が、心理的又は物理的な影響を与える行為をいい、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものです。

グラフを御覧ください。いじめの1千人当たりの発生件数は、呉市において小学校では8件、中学校では9.7件で、国や県の発生件数より少ない発生件数となっております。

また、呉市におけるいじめの認知件数は、小学校81件、中学校48件、合計129件で、小中学校ともに減少しております。これは、コロナ禍において、児童生徒が直接対面してやり取りをする機会が減少したことに加え、偏見や差別が起きないように、学校において正しい知識や理解を促すことに努めたことが要因と考えられます。

いじめを防止するには、いじめを許さない集団づくりを通して、未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、対応することが大切となります。

具体的には、各校におけるいじめ撲滅キャンペーン等の実施、定期的ないじめアンケートや個人面談の実施及びその後の対応、いじめ相談窓口の設置等により、いじめの早期発見につなげております。

引き続き、児童生徒自身に、いじめを許さない気持ちを持たせることや、学校と学校安全課が早い段階で情報共有することにより、早期対応、早期解決に努めてまいります。

最後に、3の長期欠席児童生徒数と4の不登校児童生徒数についてでございます。

3の長期欠席とは、年度内に連続又は断続して30日以上欠席することをいい、欠席理由から病気、経済的理由、不登校、その他の四つに分けられます。

グラフを御覧ください。長期欠席児童生徒数の1千人当たりの発生人数は、呉市において小学校で14.5人、中学校では49人で、国や県より少なくなっております。

また、呉市における長期欠席児童生徒数は、小学校147人、中学242人、合計389人で、小中学校ともに減少しております。

4の不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあることをいいます。

グラフを御覧ください。不登校の1千人当たりの発生人数は、呉市において小学校では8.7人、中学校では29.2人で、国及び県より少なくなっております。

また、呉市における不登校児童生徒数は、小学校88人、中学校144人、合計232人で、小中学校ともに増加しております。

不登校の主な要因といたしましては、無気力・不安、生活リズムの乱れなどの本人に係る状況、親子の関わり方などの家庭に係る状況、友人関係をめぐる問題や学業の不振などの学校に係る状況が挙げられており、様々な要因が複雑に絡み合っております。

また、コロナ禍によって生活環境が変化し、生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築く必要があるなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことなども背景として考えられます。

不登校については、児童生徒本人への支援に加え、児童生徒を取り巻く家庭への支援も必要です。このため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、様々な専門スタッフとの連携・協力を強化し、より組織的な支援体制を整えるとともに、児童生徒一人一人の悩みやストレスに対応できる教育相談体制の充実に努めることが重要だと考えております。

なお、不登校対策につきましては、令和元年度から阿賀中学校と吉浦中学校が県からの指定を受け、校内の適応指導教室としてスペシャルサポートルームを設け、不登校等生徒の支援を行っております。今年度、この2校の実践を呉市で開催した研修会で紹介しており、各校において、不登校等児童生徒の実態に即した取組の充実を図っているところでございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の報告第30号「令和2年度生徒指導上の諸課題の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 暴力行為発生件数といじめ認知件数に関連してお聞きします。いじめの中で暴力行為に及ぶことはあったのでしょうか。

畠 藤 課 長 いじめの要因の中に暴力行為はありませんし、いじめの中で暴力行為に及んだという報告も聞いておりません。

佐々木委員 暴力行為の主な要因のところに、悪口や遊び、ふざけ合いから暴力行為に発展という記載がありますが、自分の権力を堅持するために殴ったとか、気に入らないから殴ったとかいうことはないのでですか。

畠 藤 課 長 現在では、そういった報告はありません。悪口や遊び、ふざけ合いから暴力行為に発展したケースが多いと把握しております。

佐々木委員 全校において対策されているおかげもあって、以前に比べ不良行為というのが減っているということを地域でもよく聞きます。今後も、しっかり未然防止等に取り組んでいてもらいたいと思います。

不登校者と長期欠席者の人数について、年度当初の人数と年度途中でこのくらい減ったという比較できる数値があればこちらも分かりやすいので、次回はそういった数値をお示しいただきたいです。

畠 藤 課 長 昨年度の数値ですが、不登校児童生徒がつばき学級に43名通い、30名が通常の学校へ復帰しております。

佐々木委員 分かりました。

吉 中 委 員 不登校児童生徒数のところで、家庭への支援も必要ということですが、保護者の方もかなり悩んでおられます。対応にはとても時間を要するとは思いますが、悩んでいる保護者へのサポートも引き続きお願いします。

畠 藤 課 長 児童生徒だけでなく、保護者に対してもスクールカウンセラーによりきめ細かく柔軟な対応ができるようにしております。

高 橋 副 部 長 まずは、生活背景など不登校になっている要因を把握するようにしています。その上で、スクールカウンセラーや関係機関と連携しながら組織的に取り組んでいくように学校に指導しております。

吉 中 委 員 きめ細かなサポートをしていただきありがとうございます。不登校児童生徒数に関して、前年度に比べて増えていますが、低学年に多いとか高学年に多いとか、何か特徴的な変化はありましたか。

畠 藤 課 長 どの学年に特別多いということはなく、どの学年においても全体的に不登校児童生徒が増えている傾向がございます。

吉 中 委 員 どの学年にも特徴的なものがないということであれば、コロナ禍ということもあり社会環境が影響しているのだと思います。小学生であれば身体的な要因から不

登校等になることも多いと聞きますので、組織的にきめ細かに適切なタイミングでサポートしていただくようお願いいたします。

小 谷 委 員 全体的に見て、ほとんどの項目で国や県の数値よりも下回っているのは、先生方や事務局の方が尽力いただいているおかげだと思います。昨年度に比べて、不登校児童生徒数が増えているのが気になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響によるものもあると思います。事情はそれぞれ違うと思いますので、一人一人に寄り添ったサポートをお願いします。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。
それでは、これより非公開の議題に入ります。
(15:22)

教議第33号 臨時代理の承認について（令和3年度教育費補正予算）

(非公開案件です。)

教議第34号 臨時代理の承認について（契約の締結）

教 育 長 それでは、日程第6の教議第34号「臨時代理の承認について（契約の締結）」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

森 川 課 長 それでは、教議第34号「臨時代理の承認について（契約の締結）」を御説明いたしますので、資料9ページを御覧ください。

本件は、横路小学校校舎建設工事の契約締結について、契約金額が1億5千万円を超えたため、12月市議会への提出に向けて、緊急に処理をする必要が生じたことから、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項により、別紙のとおり教育長が臨時に代理したため、同条第2項の規定に基づき、報告し承認を求めるものでございます。

資料10ページから12ページに議案書、議案資料を添付しておりますが、説明は議案資料にて行いますので、資料11ページを御覧ください。

1の工事概要等ですが、工事名は、横路小学校校舎建設工事、工事場所は、呉市広横路4丁目1番9号、構造・階数は、普通教室棟が鉄筋コンクリート造4階建て、エントランスゲートが鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ面積は、普通教室棟が2,647.09平方メートル、エントランスゲートが47.51平方メートルで、新築面積の合計は2,694.60平方メートルでございます。

主な施設等につきましては、1階に校長室、職員室、保健室、主事室、2階に特別活動室、図書室を設置、3階に普通教室、理科室を設置、4階に音楽室、家庭科室、図工室を設置することとしております。

エントランスゲートにはスロープ、手洗い場を設置することとしております。

その他として、渡り廊下、南校舎棟改修、外構工事、昇降機設備工事を実施いたします。

なお、別途工事ですが、本契約が承認されましたら、本工事に伴う電気設備工事、給排水その他設備工事及び空調設備工事は、速やかに入札を行い、別途契約いたします。

完成期限は、令和5年2月22日、予定価格7億6,249万2,500円で、総合評価一般競争入札を行い、契約金額は7億6,168万4千円、落札率99.89%でございました。

開札年月日は令和3年9月30日、参加業者数は1者でございました。

続いて、資料12ページを御覧ください。

2の総合評価一般競争入札の1者の評価結果を記載しております。神垣組・中原建設特定建設工事共同企業体が落札いたしました。

資料13ページに付近見取図、14ページに配置図、15ページから20ページにかけて平面図及び立面図を添付しておりますので、御参照ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第6の教議第34号「臨時代理の承認について（契約の締結）」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 学校付近にある電波塔による電磁波の影響が気になります。学校における電磁波量について測定しておられるのですか。

森 川 課 長 測定はしておりません。今回建設する校舎について、電磁波への特別な措置は施していない状況です。

佐々木委員 一度測定して、影響がないのか確認する必要があるではないかと思います。

森 川 課 長 営繕担当課に今いただいた御意見を伝え、本当に影響がないのか確認します。

佐々木委員 よろしく願いいたします。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり承認してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり承認します。

教議第35号 臨時代理の承認について（契約の締結）

教 育 長 それでは、日程第7の教議第35号「臨時代理の承認について（契約の締結）」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

森 川 課 長 それでは、教議第35号「臨時代理の承認について（契約の締結）」を御説明いたしますので、資料21ページを御覧ください。

本件は、和庄中学校校舎建設工事の契約締結について、契約金額が1億5千万円を超えたため、12月市議会への提出に向けて、緊急に処理をする必要が生じたことから、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項により、別紙のとおり教育長が臨時に代理したため、同条第2項の規定に基づき、報告し承認を求めるものでございます。

資料22ページから23ページに議案書、議案資料を添付しておりますが、説明は議

案資料にて行いますので、資料23ページを御覧ください。

1の工事概要等ですが、工事名は、和庄中学校校舎建設工事、工事場所は、呉市和庄登町3番18号、構造・階数は、特別教室棟が鉄筋コンクリート造3階建て、エレベーター棟が鉄骨造3階建て、延べ面積は、特別教室棟が1,924.97平方メートル、エレベーター棟が43.87平方メートルで、新築面積の合計は1,968.84平方メートルでございます。

主な施設等につきましては、1階に特別支援室、木工室、カウンセリング室、多目的室、主事室を設置、2階に図書室、理科室を設置、3階に音楽室、家庭科室を設置することとしております。

エレベーター棟の主な施設につきましては、1階から3階に11人用のエレベーター及びエレベーターホールを設置することとしております。

その他として、渡り廊下、普通教室棟改修、外構工事、昇降機設備工事を実施いたします。

なお、別途工事ですが、本契約が承認されましたら、本工事に伴う電気設備工事、給排水その他設備工事及び空調設備工事は、速やかに入札を行い、別途契約いたします。

完成期限は、令和5年2月28日、予定価格5億7,805万円で、一般競争入札を行い、契約金額は5億3,141万円、落札率91.93%でございました。

開札年月日は令和3年10月21日、参加業者数は2者で、三栄建設株式会社が落札いたしました。

資料24ページに付近見取図、25ページに配置図、26ページから29ページにかけて平面図及び立面図を添付しておりますので、御参照ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第7の教議第35号「臨時代理の承認について（契約の締結）」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

森 尾 委 員 和庄中学校にあるアルプススタンドが痛んでいるように見えます。その工事はこの契約には含まれていないのですか。

森 川 課 長 校舎の建設工事でございますが、外構工事につきましてはテニスコートを取り壊した跡地に、再設置するのみでございます。委員のおっしゃるアルプススタンドにつきましては、修繕依頼があったときに修繕していく状況でございます。

森 尾 委 員 分かりました。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり承認してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり承認します。

教議第36号 呉市立学校統合基本方針について

教 育 長 それでは、日程第8の教議第36号「呉市立学校統合基本方針について」を議題と

します。

事務局の説明をお願いします。

宇根課長 それでは、教議第36号「呉市立学校統合基本方針について」を御説明いたします。

なお、本案件は市議会に諮るため、市議会協議会の開催を求め、この資料により報告する予定です。

学校統合基本方針につきましては、改定から12年が経過しております。振り返り・整理を行い、新たな方針について、考え方の案をお示しいたします。

それでは資料について説明いたしますので、1ページを御覧ください。

1の趣旨でございます。

呉市教育委員会は、小中一貫教育の取組を基盤とし、主体的・対話的で深い学びを通じ、新しい時代に求められる資質・能力を育成することを学校教育の目的としています。

学校教育においては、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれています。

本市では、呉市立学校統合基本方針に基づき、小学校は1学年2学級以上、中学校は1学年3学級以上を適正規模とし、主に学級数を基準とした学校の統合を推進してきました。

しかし、呉市における少子化の進展により、児童生徒数は毎年減少を続けており、小学校では1学年1学級の学校が多くなっています。

こうした中、文部科学省が平成27年に策定した、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、地理的要因や地域事情による小規模校の存続についての考慮すべき要素が示されました。児童生徒の減少が続く本市の現状を踏まえ、統合基本方針を見直すものです。

続いて、資料2ページを御覧ください。

2の統合基本方針の成果についてでございます。

基本方針に基づき学校統合を進めた結果、目標年度を明示した学校の統合は全て完了しています。

また、平成16年3月に、小学校59校、中学校29校あった学校数が、令和3年4月には、小学校35校、中学校25校となり、統合した学校の学級数は増加するなど、目的となる適正規模での学校教育を進めることができました。

次に、3の課題についてでございますが、三つあります。

(1)適正規模校の減少です。小学校35校のうち、1学年が2学級に満たない学校は24校、中学校25校のうち、1学年が3学級に満たない学校は18校となっており、小中学校の約7割で適正規模を下回っています。

(2)学校適正配置の確保です。学校統合を行うことで、児童生徒の通学距離の延伸により教育条件が悪化する可能性がありますので、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学手段を確保することが課題となります。

(3)保護者や地域住民の理解・協力です。市主導による学校統合は、保護者や地域住民の理解・協力を得るために、多くの時間を要することが課題となっています。

続いて、資料3ページを御覧ください。

4として、学校の現況を示しています。

黒の四角で囲った学校が適正規模を下回る学校です。小中学校の約7割が適正規模を下回っています。

続いて、資料4ページを御覧ください。

5の新たな方針についてでございます。

少子化の進展などにより、学級数のみを基準とした適正規模の維持は限界に来ていることから、統合基本方針の役目は終えたものと判断します。

そのため、統合基本方針を廃止します。今後、学校の在り方について判断が必要となった場合は、学校が持つ地域コミュニティの核としての性格にも配慮し、保護者や地域住民の十分な理解と協力を得ながら、地域の実情に応じた適正な規模や配置を検討することとします。

なお、学校の在り方について検討を開始する要件は、アの児童生徒等の保護者や地域住民から要望があった場合、イの一体型小中一貫校への移行を検討する場合です。

また、耐震化の対応を見送っていた坪内小学校、宮原小学校及び港町小学校の3校については、次年度以降の事業化に向けて予算要求など検討を行います。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第8の教議第36号「呉市立学校統合基本方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

吉 中 委 員 統合基本方針を見直すということですが、資料4ページのアとイに記載しているものが新たな方針ということによろしいですか。

宇 根 課 長 そのとおりでございます。

吉 中 委 員 現在の統合基本方針には、アのような記載はなかったと思います。新たな方針では、保護者や地域の声も聞きながら、実情に応じて検討を行っていくということですか。

宇 根 課 長 学校が持つ地域コミュニティの核としての性格に配慮しながら、保護者や地域の十分な理解と協力を得ながら学校の在り方について進めてまいりたいと思います。

吉 中 委 員 学校の在り方について検討を開始する要件の中に、保護者や地域の要望が取り込まれたことは大変良いことだと思いますので、地域の実情に応じて学校の統合などを行っていただきたいと思います。

小 谷 委 員 現在、学校数が60校ということですが、このままの学校数で進めていくということによろしいですか。

宇 根 課 長 現在の学校数で進めていきたいと思いますが、今後、保護者や地域住民から要望があった場合や、一体型小中一貫校への移行を検討する場合には、学校の在り方について検討してまいります。

小 谷 委 員 分かりました。地域コミュニティの核として、学校は大事な役割を担っていると思います。小規模校にもそれぞれの役割があると思いますので、そういったものも認めながら学校を運営していただきたいと思います。

佐々木委員 呉市は人口減少、少子化の進展もあり、これまでの統合基本方針を廃止するのも仕方のないことだと思います。

学校の統廃合や設置場所というのは、市教委だけの問題ではなく、まちづくりの大きなランドデザインに関わると思います。今後、まちづくりを主導して統廃合を考えていく必要があると思いますので、市長部局とよく協議して、より良い方向性を検討していただきたいと思います。

宇根課長 委員のおっしゃるように、今後、市長部局の関係各課と協議・連携してまいりたいと思います。

森尾委員 以前、統廃合を進めるに当たり、地域住民の理解をなかなか得られないこともあり、事務局が大変苦労されていた記憶があります。そういったことから考えると、学校の在り方について検討を開始する要件が、二つに集約されたことは良いことだと思います。

教育長 今までは、一定の児童生徒数の中で切磋琢磨して、自分を磨いて行くことが学校教育の基本でありました。しかし、先ほどの説明にもありましたように、7割の学校が適正規模を下回っているのが現実であります。子供が減る中で、学校と地域コミュニティとの関わり方が呉市全体を考えた必要なことではないかということと、文部科学省の平成27年の見解を考慮した上での、新たな考え方だと思っております。

今までの学校統合が良くなかったということではなく、成果はあったものの、急激な人口減少の中にあっては見直しをせざるを得ない状況だということで理解していただきたいと思います。

ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決し、このことについて市議会協議会の開催を求めることとしてよろしいですか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。また、市議会協議会の開催を求めることとします。

以上で定例会を閉会します。

(15:56)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 寺 本 有 伸 ）

（ 委 員 佐々木 元 ）

（ 委 員 小 谷 眞喜子 ）

（令和３年１１月２５日定例会）